

●外部評価実施規程

〔平成27年6月19日
日本学術会議第214回幹事会決定〕

(総則)

第1条 日本学術会議会則（以下「会則」という。）第37条に定める有識者による外部評価（以下「外部評価」という。）の実施については、この規程の定めるところによる。

(対応委員会の設置)

第2条 会則第25条第1項の規定に基づき、幹事会に外部評価の実施に係る事項に対応するための委員会（以下「委員会」という。）を附置する。

2 委員会の設置に関する事項は、幹事会が別に定める。

(外部評価有識者)

第3条 日本学術会議会長は、日本学術会議の活動について意見を聴くため、会則第37条で定める有識者（現に日本学術会議会員又は連携会員（会則第7条第1項に基づく連携会員を除く。）を務める者を除く。以下「外部評価有識者」という。）のうちから、委員会の意見を聴いて、外部評価有識者を委嘱する。

- 2 外部評価有識者は6名以内とし、年齢、性別、専門分野等に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。
- 3 外部評価有識者の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 外部評価有識者の欠員による補欠の外部評価有識者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 外部評価有識者を委嘱した場合は、日本学術会議会長は、その氏名を幹事会に報告するものとする。

(座長)

第4条 外部評価に係る調整を行うため、座長を外部評価有識者のうちから互選により選任することとする。

- 2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する外部評価有識者が、その職務を代行する。

(外部評価書)

第5条 外部評価有識者は、委員会に出席し、日本学術会議の活動について意見を述べるものとする。

- 2 座長は、外部評価有識者による会合を通じて、外部評価有識者の意見をとりまとめ、外部評価書を作成し、委員会の委員長を通じて、日本学術会議会長に提出することとする。
- 3 外部評価書は、原則として毎年一回作成するものとする。
- 4 座長又はその代理は、原則として外部評価書提出直後に開催される日本学術会議総会に出席し、外部評価書について説明を行うこととする。

(日本学術会議の責務)

第6条 日本学術会議会長は、外部評価書を受領した日から3ヶ月以内に、外部評価書において指摘された事項についての見解（以下「見解」という。）をまとめ、日本学術会議会員及び連携会員に周知するとともに、公表しなければならない。

- 2 日本学術会議会員及び連携会員は、外部評価書及び見解に留意し、活動するよう努めなければならない。
- 3 日本学術会議会長は、外部評価書を受領した日から1年を目途に、外部評価書において指摘された事項についての対応状況をまとめ、外部評価有識者に報告するとともに、公表しなければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、外部評価の実施について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。